

答 申 情 第 1 6 1 号
令 和 5 年 6 月 3 0 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年8月19日付け文く安第35号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

つむぎの街向上隊に係る文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第260号）

1 審査会の結論

処分庁が非公開とした部分は、公開すべきである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年3月31日に、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「簿冊名 路上喫煙等の禁止等に関する条例 平成27年12月9日 JR桂川駅前喫煙場所の管理運営等に係る覚書について」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「JR桂川駅前喫煙場所の管理運営等に係る覚書について（平成27年12月9日決定）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年4月20日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

個人の住所・氏名・所属先の法人名等、個人を特定し得る情報は、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和4年7月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

ア 処分庁は、路上喫煙等防止対策の一環として、日本たばこ産業株式会社から寄付を受けた喫煙場所（以下「公設喫煙場所」という。）の維持管理を行っており、令和4年9月20日現在、公設喫煙場所は京都市内に19箇所ある。

また、処分庁は、その他の取組として、市民や事業者による、喫煙マナーの向上を図るための自主的な地域活動を支援・協働する「たばこマナー向上活動団体制度」を実施しており、「たばこマナー向上活動団体」制度実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき運用している。

イ 公設喫煙場所のうち、平成２７年１２月に供用を開始したＪＲ桂川駅前喫煙場所については、たばこマナー向上活動団体（以下「活動団体」という。）であるつむぎの街マナー向上隊（以下「本件団体」という。）に管理運営を依頼しており、処分庁と本件団体との間で当該喫煙場所の維持管理に係る詳細について、平成２７年１２月９日付けで覚書を締結している。

ウ 本件公文書は、当該覚書を締結するに際して本市の内部で決定を行った際の決裁文書であり、「決定書鏡」「覚書（日付なし）」「覚書（日付あり）」で構成されている。

(2) 条例第７条第１号に該当することについて

ア 本件団体は、市民及び事業者等が所属する地域において社会生活を営む中で、清掃活動や啓発活動など喫煙マナー向上の活動等の地域活動を行うために組織された任意団体であり、どのような活動団体に所属するかは個人の社会的関心などによるところであり、自身が所属する活動団体においてその代表者となることも含め個人の地域への奉仕活動に係る情報である。

イ また、本件団体は法人格を有さず、法人登記登録もないことから、活動団体の代表者に関わる情報は公知情報ではないため、法人代表者と同一に扱うべきではない。

ウ さらに、活動団体の情報を閲覧に供する等の規定は要綱にはなく、処分庁において活動団体の代表者情報は公表していないことから、本制度運営において活動団体の代表者情報を何人でも閲覧することができる又は知ることができる情報として取り扱っていない。

エ 以上から、任意団体である活動団体の代表者の住所・氏名は、法人とは異なり広く一般に明らかにされるべきとまでは言えず、また、法人等に所属している者が地域への奉仕活動を行う団体に参画することについては、個人の私生活の範ちゅうの活動であり、当該個人が所属する法人名等は、本件においては個人の経歴に当たる情報であるから、公開することにより特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため、条例第７条第１号に該当する。

(3) その他

小さなコミュニティーで運営されている活動団体の代表者として、団体の活動の一環として覚書を締結した代表者の氏名等が公開されると、プライバシーの流出をおそれ、代表者を担う者がいなくなることが想定される。その結果、団体としての活動ができなくなり、団体の存亡にかかわることから、事業活動上の地位その他正当な利益を害するとして条例第７条第２号に該当する。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 条例第７条第１号に該当しない。

(2) 情報公開事務の手引きには、「「その他の団体」とは、自治会、町内会、消費者団体など、法人格を有しないが、団体の規約、代表者の定めがあるなど、団体としての実態を有するものをいう。」とされている。この点、本件団体は団体としての実体を有している。したがって、本件団体は、条例

第7条第2号に規定する法人等であるものといえる。

- (3) 以上のように、本件団体の代表者の氏名等は、法人等に関する情報である。そして、本件団体の代表者が覚書を京都市長と締結するという行為は、当該法人等の職務として行う行為に関する情報であるため、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当しない（同旨の判例として、平成15年11月11日付け最高裁判所第三小法廷）。よって公開されるべきである。
- (4) なお、本件団体の代表者の氏名等を公にしたとしても、当該法人等の利益を明らかに害するとは認められない。これは、そもそも本件団体は桂川駅周辺の企業により結成された団体であり、企業の代表者等が、京都市と企業との協働による街づくり事業「京都桂川つむぎの街」における活動の一環として、本件団体の代表者を務めているからである。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、本件団体とJR桂川駅前喫煙場所の維持管理に関し覚書を締結するに当たって、処分庁が決定を行った際の決裁文書であり、「決定書鏡」「覚書（日付なし）」「覚書（日付あり）」で構成されている。

そのうち、覚書の乙に記載されている住所並びに本件団体の代表者の所属先名、肩書及び氏名が非公開（以下「本件非公開情報」という。）とされている。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件非公開情報について、任意団体の代表者の住所及び氏名は、法人とは異なり広く一般に明らかにされるべきとまではいえないこと、法人等に所属している者が地域への奉仕活動を行う団体に参画することについては、個人の私生活の範ちゅうの活動であること、また当該個人が所属する法人名等は個人の経歴に当たる情報であることから、条例第7条第1号に該当すると主張する。また、活動団体の代表者の氏名等が公開されると、代表者を担う者がいなくなるおそれがあり、その結果、団体としての活動が困難になるなど、団体の活動上の地位その他正当な利益を害することから、条例第7条第2号に該当するとも主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件団体が団体としての実体を有しており、条例第7条第2号に規定する法人等であるものといえ、本件団体の代表者が覚書を京都市長と締結するという行為は、当該法人等の職務として行う行為に関する情報であるため、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当せず、公開されるべきであると主張する。

(3) 条例第7条第1号及び第2号該当性について

ア 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについて

は、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

イ 条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等という。」）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「その他の団体」とは、自治会、町内会、消費者団体など、法人格を有しないが、団体の規約、代表者の定めがあるなど、団体としての実体を有するものとされている。

ウ まず、当審査会において、本件公文書を見分したところ、本件団体はその名称からは法人格を有する団体とは認められないものの、覚書は本件団体の代表という役職を持った者と京都市長とで締結されたものであることが認められた。

したがって、本件団体は、団体としての実体を有するものと認められ、条例第7条第2号に規定する法人等に該当するものといえる。

エ 次に、最高裁判所平成10年（行ヒ）第54号「公文書非公開決定処分取消請求事件」平成15年11月11日判決では、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当であるから、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、個人に関する情報に当たらないと解すべきであると判示されている。

当該判例に照らすと、本件団体の代表者が京都市と覚書を締結する行為は、法人等の行為そのものと評価でき、その行為の際に用いられる代表者名は、条例第7条第1号で規定される個人に関する情報には当たらないと解するのが相当であると考えられる。

オ 一方で、条例第7条第2号に規定する「その他の団体」（以下「その他の団体」という。）には多種多様なものがあり、その中には地域住民による自主的な活動団体など、代表者の氏名が公になることを予定していない団体もある。そのような団体においては、代表者の氏名が公開されることによって、代表者を見出すことが難しくなり団体としての活動に悪影響が及ぶなど、団体の事業活動を明らかに害すると認められる場合がありうる（令和5年5月26日付け答申第159号参照）。それ故、当審査会としては、その他の団体における代表者の氏名や代表者を特定し得る情報については、個別の団体の性質に鑑みて条例第7条第2号該当性を判断しなければならないものとする。

カ この点を踏まえ、本件非公開情報について検討すると、本件団体はその他の団体ではあるものの、桂川駅周辺の企業によって設立された団体であり、その代表もそのうちの一企業において監督又は管理の地位にある者が務めていると認定できる。このような団体においては、代表者についての情報が公開されても、団体としての活動があやぶまれるなどその活動を明らかに害するとまでは認められないと考える。

したがって、当審査会としては、本件団体の性質を考慮すれば、本件非公開情報は条例第7条第2号にも該当しないと判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年 8月19日 諮問

9月20日 諮問庁からの弁明書の提出

10月27日 審査請求人からの反論書の提出

令和5年 5月26日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第2回会議）

6月30日 審議（令和5年度第3回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）